

# 農地制度改正と農業委員会 の適正な事務実施について



広島県農業会議  
農地相談員 江上 正一

## 農地制度の移り変わり

### 1 大化の改新～地租改正（明治）に至るまでの農地制度の略史

#### （1）大化の改新（645年）・班田収授制（646年）

- ・645年の大化の改新以降、律令の公布、律令制国家形成へと向い8世紀初に律令国家完成
- ・646年に班田収授法が宣言され、公民に口分田（男子に2段、女子にその3分の2）を与えて終身用益を許し、死ねば国家に収めることとした。口分田に対する公民の権利は公的土地位の下での土地の占有であった。（公地公民制：すべての土地・人民を国家（君主）の所有とし、私有を認めない制度）

#### （2）荘園の形成と班田収授制の崩壊（7～9世紀）

- ・班田収授制のもとでも、中央豪族等の直営的経営地は、国家に収公されることなく、また、墾田永年私財法による墾田所有の容認によって、墾田の拡大が進み（土地私有化の進行：荘園の形成）、班田収授制は崩壊。
- ・貴族や寺社の私的な領有地である荘園は全国的に拡大、不輸不入権も認められるに至ったが、鎌倉幕府の守護地頭制によって暫時武家に侵略され、豊臣秀吉の太閤検地によって最終的に廃止された。

#### （3）太閤検地（1582～1598年）

- ・豊臣秀吉によって全国統一的な徹底した太閤検地が実施されて、農民に対する直接的支配を行った。この検地によって、石高制が確立し、封建領主の土地所有と農民の土地保有とが全国的に確定。
- ・太閤検地と併せて、兵農分離たる刀狩令（1588年）や身分統制令が実施に移され、身分制の実施や、農民の移動禁止（1649年）による土地への緊縛が進められた。
- ・徳川幕府での諸藩の検地も太閤検地の基準・方法を引き継ぎ、17世紀末まで相次いで実施された。

#### （4）徳川幕府の土地法と土地所有

- ・田畠永代売買禁止令（1643年）が出された。これは田畠の永代売買を禁止するとともに、罰則を伴うものであった。（入牢、追放、罰金）
- ・他方では、田畠経営の貧困等から質入れは行われていた。田畠売買禁

止のもとで、流質による田畠移動は容認されていた。豪商や上層農が流地によって土地集積を図り地主化へと向かった。

- ・年貢確保のため、分地制限令（1673年）が出され、一定面積より小さく分けることを禁じた。また、米年貢を確保するため、田畠へのたばこ、菜種、綿等の作付禁止も行われた。
- ・徳川封建制の農民の土地所有をめぐっては、①領主的土地位所有説（封建領主が所有者であり、農民は土地の占有者にすぎない）、とする説と、②重畠的土地位所有説（土地に複数の所有者が重層的に存在する重層的土地位所有が前近代における土地位所有の特質であり、封建領主と農民が、所有の内実を異にしながらも、ともに土地位所有者として土地にかかわっていた）、とする説がある。

## 2 地租改正（明治）～農地改革（昭和）までの農地制度

### （1）土地の私的所有権の公認（明治元年～5年）

- ・明治政府は、江戸時代には幕府・大名に領有されていた土地（封建領主と農民の重畠的土地位所有関係）について、その私有を公認し、その売買も認めて（田畠永代売買禁止令解除）、土地の私的所有権を公認した。

### （2）地租改正（明治6年）

- ・明治政府は、国家財政の基礎を確立するため、地価の100分の3を地租（収穫の34%に相当）として金納させた。（所有権を付与する代償として、税金を徴収）
- ・この地租改正を契機に、地主と小作人の関係が土地位所有権を中心に律せられることになり、地主的土地位所有制が確立された。

### （3）民法制定（明治29年）

- ・民法制定により、法制度的に私法上の権利関係が確立（所有権の絶対性と債権たる賃借権：売買は賃貸借を破る）されたが、小作料が高額なものであったため、小作人は不利な立場に置かれた。（小作争議の頻発）

### （4）小作調停法の制定（大正13年）→民事調停法（昭和26年）へ

- ・我が国農地面積の半分近くが小作地であり、水田の小作料は、平均して収穫米の51%（大正5年～9年）という苛烈な取奪ぶりであった。
- ・耕作権が極めて不安定という地主制度が、農家の貧困の最大の要因で

あり、農業発展の大きな阻害要因であった。

- ・小作争議が激化したため、裁判所における調停・和解にからしめた。

#### (5) 農地調整法（昭和13年）の制定

- ・戦時経済の進展の中で、民法とは別に、農地関係を処理するための農地立法として、農地調整法が制定された。
- ・小作争議に対応するため、地主の賃貸借契約の解約を制限し、耕作権を保護
- ・官選制とはいえ、本法によって初めて農地委員会（農業委員会の前身）が登場した。
- ・昭和21年の農地調整法改正（平成21年11月22日施行）により、所有権移転、賃借権設定等農地の権利移動については、本法による許可が効力要件とされた。

#### (6) 小作料統制令（昭和14年）の制定

- ・既存の小作契約を含めて、小作料の引き上げをストップ

#### (7) 臨時農地等管理令（昭和16年）制定

- ・農地の転用は地方長官の許可なくして出来なくなり、また、耕作放棄地が出た場合は、農地の権利者に耕作の勧告及び耕作させるための措置命令が出せることとされた。
- ・さらに、昭和19年には同令を改正し、転用だけでなく、農地の耕作目的の一切の権利移動が、地方長官の許可なくして出来なくなった。

### 3 戦後の農地制度

#### (1) 昭和の農地改革（昭和21年～25年）

- ・自作農創設特別措置法（昭和21年）により、政府は地主から強制的に小作地を買収し、小作人に売り渡し（所有権に基づく耕作）を行った。
- ・これにより、自作農を急速・広汎に創設し、農業生産力の増進・発展と農村の民主化を促進した。

#### (2) 農地改革の成果と課題

##### ①成果

- ・地主的土地位所有制度（寄生地主制）は解体し、農業生産力の増進と戦後日本の民主化の基礎が築かれた。（小作人は、農地の所有権の取得により、高額の小作料支払いから解放され、営農意欲が向上）

##### ②課題

- ・零細・小規模農家が大量に創設・固定された。

(3) 農地法の制定（昭和27年）

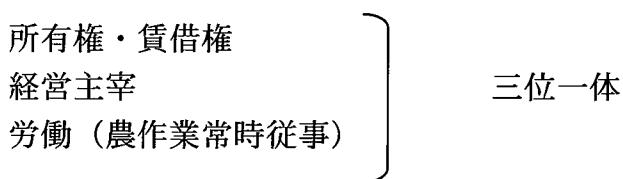
- ・農地改革の成果の恒久的な維持を直接の目的として、制定された。

①自作農主義（昭和27年～45年）

- ・所有権に基づき、安定的に耕作

②耕作者主義（昭和45年農地法改正）

- ・貸借による規模拡大



(4) 農業振興地域の整備に関する法律の制定（昭和44年制定）

- ・昭和43年に制定された都市計画法（都市地域における土地利用の計画化）に対抗して、農村地域における土地利用の秩序と農用地の確保を目的として制定された。

- ・農政の領土宣言

(5) 農振法の改正（昭和50年）と農用地利用増進法の制定（昭和55年制定）

- ・農用地利用増進事業により農地の流動化を促進
- ・法定更新の適用除外により、貸借期間の満了により「貸した農地は確実に戻ってくる」とこととされた。

(6) 農用地利用増進法を名称・目的を含めて改正し、農業経営基盤強化促進法へ（平成5年改正）

(7) 平成の農地改革（改正農地法等平成21年12月15日施行）

（背景）

- ・農業従事者の減少、高齢化と耕作放棄地の増大
- ・農地の分散錯図
- ・食料の多くを海外に依存（先進国中最低の食料自給率41%）

(課題)

- ・ 1970 年代の「日本列島改造ブーム」以降、規制緩和の要求が途切れることなく出され続け、一貫して転用規制の緩和を重ねてきた。さらには、農地法そのものを軽視する流れと風潮（無断転用の発生）の中で、農地行政全体が弛緩

①農地の貸借を進め、効率的に利用（利用者主義）

- ・ 貸借による農業参入を緩和・拡大（所有権は現状どおり規制）して、農地の効率利用（耕作放棄地の解消・食料自給力の強化）を図る。
- ・ 一定の制約のもとに、一般企業（農業生産法人以外の法人）と一般住民（農作業に常時従事しない個人）に農地の権利取得（賃借権と使用賃借による権利）を認めた。

利用権（賃借権等）  
経営 ] 一体（農作業常時従事要件を課さない）

②これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保（転用規制の強化）

- ・ 1種農地の転用許可の厳格化と転用許可対象の拡大（国・県も対象）
- ・ 違反転用に対する罰則強化

③耕作放棄地の発生防止・是正対策の充実・強化

- ・ 利用状況調査の義務化と遊休農地所有者等への適正指導

# 農地制度が変わりました!

平成 21 年 12 月から「新たな農地制度」がスタートしました。

今回の農地法等の改正は、昨今の国際的な穀物価格の高騰など世界の食料需給がひっ迫する中、国内の農業生産力を高め食料の安定供給に努める必要があるため、農地の確保とその有効利用を図ることを目的として行われたもののです。

農村地域や農業経営の今後にどのような影響があるのか、今回の改正のポイントを紹介します。

## 1 これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保

### (1) 農地転用規制の強化

- ① 今まで許可不要であった、国、県、市町村による病院、学校等への公共転用も許可の対象とされます。国などによる公共施設の設置といえども、優良農地の無制限な転用は許されなくなりました。
- ② 違反転用に対する罰則が強化されました。  
違反転用を防止するため、会社などの法人の場合、現行 300 万円以下の罰金が 1 億円以下に大幅に引き上げられました。(個人の場合は、今までどおり 300 万円以下の罰金)
- ③ 優良農地を確保するため、第 1 種農地の転用基準が厳格化されるとともに、農業委員会が行う転用許可事務が農地の確保に支障を生じさせていることが明らかである場合は、国は農業委員会に対し、是正の要求を行うことができることとされた。(国は毎年、農業委員会が行う農地転用許可事務に関する実態調査を実施することとされた)

### (2) 農振農用地区域内農地の確保

農用地区域の端っこにある農地であっても、集落法人や認定農業者などの担い手により利用されている農地については、農用地区域から除外できなくなりました。

## 2 農地を貸しやすく借りやすくし、農地を最大限に利用

### (1) 責務の明確化

農地の所有者や借り主は、農地を荒らすことなく適正かつ効率的に利用する責任がある旨法律に明記されました。罰則・強制はありませんが、農地を耕作せず、放置することなどは許されなくなります。農地を荒れたままなどにすれば、農業委員会の指導・勧告を受けたり、自分で耕作しないときは、他への貸し付けをあっせんされたりします。

### (2) 農地の貸借規制の緩和

- ① 今まで農地を借りることができなかった、農業生産法人以外の法人（一般の会社など）や農作業に當時従事しない個人（サラリーマンなど）についても、地域の他の農業者との役割分担（道路・水路の清掃など共同作業への参加）など一定の制約のもとに、貸し借りに限って農地を利用できるようになりました。
- ② 農業協同組合も、担い手が不足する地域においては、農地の貸借により農業経営が行えるようになります。
- ③ 農地の相続税納税猶予制度が見直され、農業経営基盤強化促進法で農地を他の人に貸した場合でも、この猶予制度の適用が受けられるようになりました。

### (3) 農地の面的集積の促進

規模拡大はしても農地が分散していては非効率—こんな担い手の悩みを解消するため、農地の面的集積を進める組織（市町村、農協など）が、多数の農地所有者から貸し付け等の委任を受け、農地の利用者へまとまった形で貸し付けを行う仕組みが導入されました。これにより、農地所有者は自ら貸付先を探す必要がなく、また、担い手にとって、多数の農地所有者と交渉する必要もなく、バラバラに点在する農地を面的にまとめることができます。

### (4) 耕作放棄地に対する指導強化

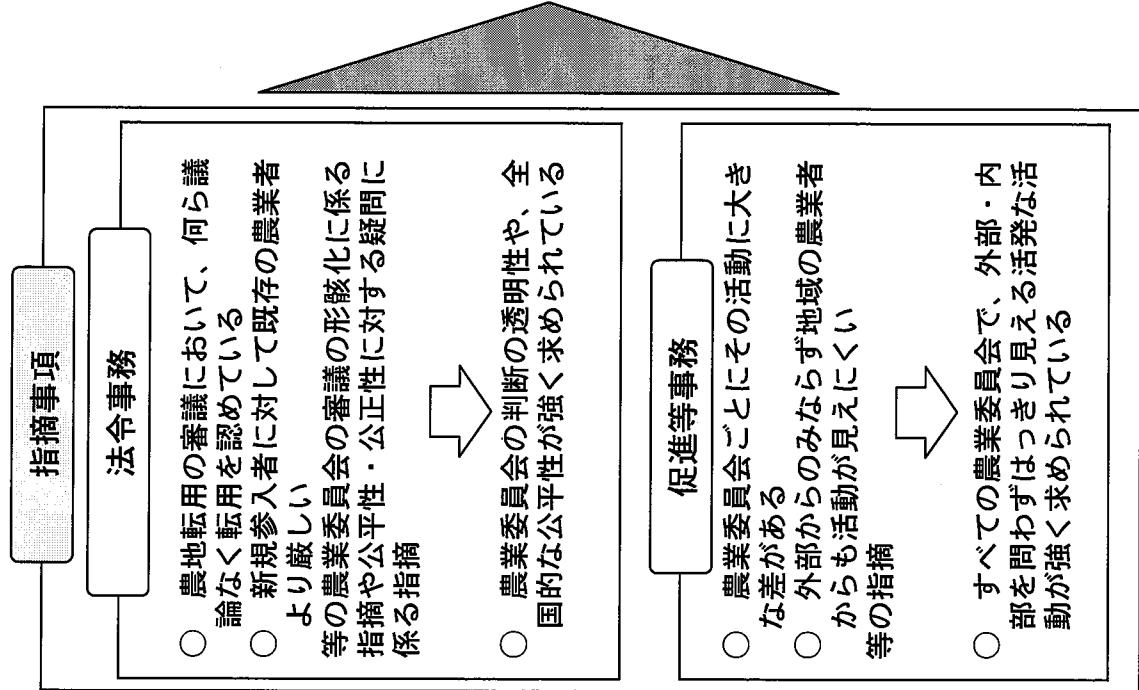
農業委員会が地域を巡回して、農地の利用状況を調査します。調査の結果、耕作放棄されている場合は、農地としてしっかり利用するよう、農業委員会から指導・勧告が行われます。

### (5) 相続による農地取得の届出

相続によって農地を取得した人は、10ヶ月以内に農業委員会に届出が必要になります。耕作放棄地の発生を防止するため、届出のあった農地が耕作される見込みがない場合は、その利用を促すための農業委員会の指導が行われます。

## 農業委員会の適正な事務実施について

- 農業委員会に対する厳しい指摘は、農業委員会の存在意義に対する警鐘と真摯に受け止め、改めて適正な事務の実施を図る契機とともに、「農地改革プラン」の方向に沿つた新たな政策の運用を担う農業委員会の体制整備を図る観点から、農林水産省として、「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け20経官第5791号経官局長通知）を発出し、すべての農業委員会でその機能が十分に發揮される取組を推進



## 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号抄）

（会議の公開）

第26条 総会及び部会の会議は、公開する。

（議事録）

第27条 会長は、議事録を作製し、これを縦覧に供さなければならない。

## 農地法等の一部を改正する法律附則（平成21年法律第57号抄）

（検討）

第19条 政府は、農地制度における農業委員会の果たすべき役割にかんがみ、農業委員会の組織及び運営について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、農地の農業上の利用の増進等を図る上で農地に係る正確な情報を迅速に提供することが重要であることにかんがみ、農地に関する基本的な資料の整備の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、国内の農業生産の基盤であり、地域における貴重な資源である農地が、それぞれの地域において農業上有効に利用されるよう、農地の利用に関連する計画その他の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の施行後5年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、前各項に規定するもののほか、この法律の施行後5年を目途として、新農地法、新基盤強化法、新農振法及び新農協法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 農業委員会業務の適正執行に向けた取り組みについて

平成22年5月19日  
全国農業会議所

農地面積の減少を抑制して優良農地を確保するとともに、農地の貸借等による効率的な利用の促進を図ることを目的とした「農地法等の一部を改正する法律」（以下、改正農地法等）が平成21年12月15日に施行され、農業委員会において、農地の権利移動及び転用の審査と事後の確認など、農地制度の公平・公正で適正な執行が求められている。

政府の行政刷新会議の下に設置された「規制・制度改革に関する分科会」においても、農業委員会の客觀性・中立性の向上や委員構成の見直しなどが検討項目として取り上げられ、農地制度の適正な執行にあたっての農業委員会の取り組みが問われるなど、農業委員会制度・組織に対する意見が依然として多く出されており、透明でかつ公平・公正な対応が極めて重要となっている。

また、「農地改革プラン」（平成20年12月3日）に基づく農地制度の見直しに伴って農林水産省より発出された「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知）により、農業委員会の適正な事務実施を図るため、点検・評価及び農業委員一人ひとりの意識改革を図ることが求められた。

以上を踏まえ、改正農地法等の施行に対応し、農業委員会業務の適正執行に向けて、下記の取り組みの徹底を図ることとする。

### 記

#### 1. 新たな農地制度の円滑な実施に向けた対応

##### （1）新農地制度の周知・普及浸透

改正農地法等（新たな農地制度）は、転用規制を厳格化するとともに新規参入を含めた貸借等による利用を一層促進することから、農業者をはじめ、不在村農地所有者、地域住民、商工業関係者や消費者等、幅広く制度の周知・普及浸透を図る。啓発普及にあたっては、リーフレット、ポスター、全国農業新聞などを活用する。

##### （2）客觀的かつ具体的な判断基準の理解促進

新たな農地制度が目指す貸借による農業参入の拡大や農業生産法人への出資制限の緩和、農地の権利取得の下限面積の弾力化などに対応した許認可等業務を実施するため、客觀的かつ具体的な判断基準に基づく審議が徹底されるよう、全ての農業委員に対する制度の理解促進を図る。

##### （3）推進体制の強化

- ① 農業委員会等に与えられた役割・機能の強化に応えるため、「農地制度実施円滑化事業費補助金」等を活用した農地相談員や農業委員協力員の設置等により推進体制を強化する。
- ② 農業委員会の中立性・公平性とともに、優良農地の確保と有効利用および意欲ある農業経営者の確保・育成を図るための行動する農業委員会づくりに応えるため、農業委員の改選にあたっては、女性・青年農業者や認定農業者等が立候補又は登用される環境作りに努める。

## **2. 農地法等の法令業務の適正かつ迅速な事務実施**

- (1) 農地法等の法令に基づく農業委員会の事務について透明性の確保と法令に則した公平で公正な実施が強く求められていることから、農業委員としての責務の再確認及び意識改革を進めるとともに農業委員会の信頼を損なうことがないよう綱紀の保持に努める。
- (2) 農地に係る許可等の事務について、総会等の会議の公開の旨の周知と審議過程に関する議事録の作成・縦覧・公表を徹底し、審査の経過や判断基準を対外的に明らかにして透明性を確保するとともに、関係書類の整備や事前の現地確認等を速やかに実施し、迅速な審査に努める。
- (3) 農地制度の適正執行にあたっての基礎資料となる「農地基本台帳」について、農地利用状況調査や農地パトロール等を通じて、新たに付加された農地等の賃借権の設定状況等を含め、その整備を徹底する。

## **3. 農地の監視・有効利用活動の強化**

- (1) 認定農業者の経営改善計画達成や農用地の集団化に支障を及ぼす場合など、新たな農用地区域からの除外措置を厳格に判断する。
- (2) 転用規制の強化に伴う違反転用の罰金引き上げや公共転用の法定協議制度（国及び都道府県が実施）及び許可制（市町村が実施）が導入されたことから、その周知に務めるとともに農地転用許可基準の厳正な執行を図る。
- (3) 全農業委員会での定期的な農地パトロールの励行（遊休農地の発生及び解消、産業廃棄物の不法投棄を含む農地の違反転用、農地転用許可後の転用目的外の利用などの状況確認）による監視活動を強化する。改正農地法第30条に基づく「利用状況調査」とも連携し、遊休化している農地の有効利用を指導する。
- (4) 違反転用等の状況を確認するため、必要に応じた農地への立ち入り調査（農業委員会法第29条）を実施する。違反転用の是正に向けた市町村の環境衛生部局・都市計画部局、都道府県、警察等との連携強化による迅速な対応を図る。

- (5) 農地法第6条に基づく農業生産法人に対する事業状況等報告の提出要求と内容確認及び要件を満たさなくなる恐れがある場合の法人に対する勧告などの必要な措置を実施すること。
- (6) 解除条件付きの一般法人等の参入（貸借）容認や下限面積要件の弾力化など農地の権利移動規制の緩和や面的集積に向けた措置の周知及び農地の有効利用並びに面的集積を推進する。

#### 4. 農業振興業務の推進

- (1) 農地の利用集積や遊休農地の発生防止・解消、担い手の育成・確保対策など、農業委員会が行う地域農業の振興業務については、地域の農業者等からの意見・要望を踏まえて、数値目標を設定した活動計画を設定するとともに、活動結果の検証・評価の取り組みを図る。
- (2) 活動計画や活動結果について、地域の農業者や住民に広く周知し理解を得るために情報発信に努める。

#### 5. 活動計画及び点検・評価結果の作成・公表

- (1) 全ての農業委員会において、「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、「活動計画」を作成し、市町村のホームページ等で公表するとともに、都道府県を通じて地方農政局に報告する。
- (2) 活動計画作成にあたっては、前年度の活動結果の検証・評価を行うとともに、地域の農業者等からの意見・要望等をしっかりと汲み上げる。
- (3) 点検・評価にあたっては、農業委員会自らの活動の結果や検証・評価の内容について、地域の農業者等の意見・要望も募った上で決定し、公表する。

# 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月）抜粋

## 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

### 2 農業の持続的発展に関する施策

#### （4）優良農地の確保と有効利用の促進

農地制度については、平成21年に農地法等を改正し、農地について権利を有する者の責務として「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の明確化、転用規制の厳格化等を措置したところであり、この制度を適切に運用することにより、食料自給率向上の基礎となる農地の確保や有効利用を着実に推進する。また、農業生産を目的とする土地利用とそれ以外の土地利用とを一体的かつ総合的に行うことができる計画を、地域住民の意見を踏まえつつ策定する制度の検討を進める。

##### ① 計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化

新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び農業振興地域制度の拡充と、これらの適切な運用を通じ、優良農地の確保を実効あるものとする。

##### ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進

土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。その際、農地保有合理化事業、農用地利用改善事業や農業生産基盤整備の活用等による農地集積に加え、市町村、市町村公社、農業協同組合等が、農業委員会と連携し、農地の所有者の委任を受けて、その者を代理して農地の貸付けを行うこと等を内容とする農地利用集積円滑化事業の取組を推進する。

##### ③ 耕作放棄地対策の推進

耕作放棄地の解消に向けて、再生利用の取組に対する支援を実施するとともに、関連施策を必要に応じて活用する。これと併せて、平成21年に改正された農地制度において新たに設けられた農業委員会の役割強化による調査・指導や、所有者が判明しない遊休農地について利用権を設定できる仕組み等を適切に運用し、遊休農地解消に向けた取組を推進する。これらの取組を主体として、農用地区域を中心に耕作放棄地の再生・有効利用と発生の抑制を図る。

##### ④ 農地情報の利活用の推進

農地の整備や利用の状況等に関する農地情報（地図情報）の整備を促進し、今後、戸別所得補償制度をはじめ、耕作放棄地の発生抑制・再生利用対策、農業生産基盤の保全管理や整備等の各般の施策等における利活用を推進する。

## 5. 団体の再編整備等に関する施策

食料、農業及び農村に関する団体（農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）については、国民に対する食料の安定供給や国内の農業生産の増大等の本基本計画の基本理念の実現に向けた責務を果たしていくことが求められている。しかしながら、これら団体が地域一体となった取組の推進や個々の農業者の経営安定に重要な役割を果たしている中で、一部には、事業運営の問題が指摘されたり、地域の農業者の期待に応えられていないケースもみられる。

こうした状況を踏まえ、各団体が本基本計画の方向に即して、それぞれの本来の役割を適切に果たしていくとの観点から、食料、農業及び農村に関する諸制度のあり方の見直しと併せて、その機能や役割が効率的・効果的に発揮できるようにしていく必要がある。このため、行政としては、農業者の信頼を得て実績を上げている取組事例を幅広く周知するよう努めるとともに、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適切に行いつつ、効率的な再編整備につき所要の施策を講じる。

(参考)

	平成 32 年度 消費 (kg/年)	平成 20 年度 生産 (万トン)	平成 32 年度 生産 (万トン)	克服すべき課題
魚介類	34	503	568	<input type="radio"/> 水産資源の回復・管理の推進により、水産資源を増大
海藻類	1.3	11	13	<input type="radio"/> 事業の協業化等により、経営基盤を強化
きのこ	3.3	45	49	<input type="radio"/> 加工・業務向けを含む需要動向に対応した安定供給体制の整備 <input type="radio"/> 生産コスト低減、品質管理の高度化等の施設整備 <input type="radio"/> 機能性等の情報提供や消費者の安全・信頼の確保等による消費拡大

表2 延べ作付面積、農地面積、耕地利用率

	平成20年	平成32年
延べ作付面積 (万ha)	426	495
農地面積 (万ha) (平成21年 461)	463	461
耕地利用率 (%)	92	108

表3 食料自給率の目標

(単位 : %)

	平成20年度	平成32年度
供給熱量ベースの総合食料自給率	41	50
生産額ベースの総合食料自給率	65	70
飼料自給率	26	38

注1：生産額ベースの総合食料自給率は、平成32年度における各品目の単価が現状（平成20年度）と同水準として試算したものである。

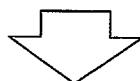
2：飼料自給率は、飼料用穀物、牧草等を可消化養分総量（TDN）に換算して算出したものである。

## 農地の見通しと確保

- 平成32年における農地面積の見込み
- これまでのすう勢を踏まえ、優良農地の転用抑制や耕作放棄地の発生抑制・再生等の効果を織り込んで、農地面積の見込みを推計

平成21年現在の農地面積

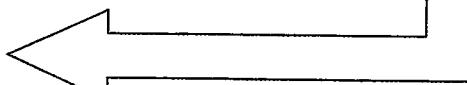
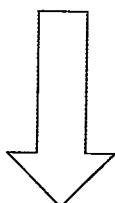
461万ha



すう勢	平成32年までの農地の増減	施策効果	平成32年までの農地の増減
農地の転用	△14万ha	優良農地の転用の抑制等	+5万ha
耕作放棄地の発生	△21万ha	耕作放棄地の発生抑制	+18万ha
		荒廃した耕作放棄地の再生	+12万ha



これまでのすう勢が  
今後も継続した場合の 426万ha (すう勢)  
平成32年時点の農地面積



平成32年時点で確保される農地面積

461万ha

## 行政刷新会議における「規制・制度改革分科会第一次報告書」(抜粋)

### 【農業WG (3)】

規制改革事項	農業委員会の在り方の見直し（客観性・中立性の向上）
対処方針	<p>・優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会が、より一層、農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得る。&lt;平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論&gt;</p> <p>※ 当該見直しに当たっては、以下の点が考慮されるべきである。</p> <p>○手続き：審議内容の公開、最終判断の理由開示等、透明性を確保すべきである。</p> <p>○構成委員：客観性・中立性が確保されるような委員要件として、例えば以下のようなものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非利害関係要件を設定</li> <li>・少人数かつ専任の委員</li> <li>・被選挙権を有する農業者を認定農業者に限定</li> <li>・消費者・食品産業者等消費者の代表も参加させる</li> <li>・各種専門家及び行政機関の代表も参加させる 等</li> </ul>
当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○「食料、農業及び農村に関する団体（農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）については、国民に対する食料の安定供給や国内の農業生産の増大等の本基本計画の基本理念の実現に向けた責務を果たしていくことが求められている。</p> <p>しかしながら、これら団体が地域一体となった取組の推進や個々の農業者の経営安定に重要な役割を果たしている中で、一部には、事業運営の問題が指摘されたり、地域の農業者の期待に応えられていないケースもみられる。」</p> <p>と基本計画に記載されているような状況であれば、改正法に基づき、5年後の見直しを待つことなく、早急に農業委員会の組織及び運営についての検討に着手すべきである。</p> <p>○ 基本計画では、「農地転用の収入を期待する農地所有者と、事業者、さらに施設用地等を確保したい行政等の利害が一致する形で平地部等の農地転用が行われ、優良農地の無秩序なか</p>

い廃をもたらしている。」としている。  
現に2009年までの5年間でも、10万5千haもの農地が減少していることを踏まえると、農地の確保及び適正利用の橋頭保となるべき農業委員会の機能が適切に発揮されてこなかったのは明らか。  
優良農地の確保と有効利用を実現するために、ゾーニング及び転用規制を厳格化し、現状では必置とされている農業委員会の在り方を抜本的に見直すことが早急に必要。